

## 熊本県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

熊本県中小企業振興基本条例（平成19年熊本県条例第39号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

### 目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 中小企業振興に関する基本方針等（第7条・第8条）

第3章 小規模企業振興に関する基本方針等（第9条・第10条）

附則

前文中「第6条」の次に「及び小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第7条」を加える。

第1条の前に次の章名を付する。

#### 第1章 総則

第2条中「（昭和38年法律第154号）」を削り、「有する者」を「有するもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

第6条及び第7条を削る。

第5条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1章を加える。

#### 第3章 小規模企業振興に関する基本方針等

（基本方針等）

第9条 県は、基本理念にのっとり、小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進し、その事業の持続的な発展を図ることができるよう、小規模企業の経営の状況に応じ必要な配慮を払いながら、第7条第1項に規定する中小企業に関する施策のほか、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業に関する施策を講ずるものとする。

(1) 多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供及び新たな事業の展開の促進

(2) 経営資源の有効な活用並びに必要な人材の育成及び確保

(3) 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動の促進

(4) 小規模企業者への適切な支援を実施するための支援体制の整備

2 県は、第7条第2項各号に掲げるもののほか、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 小規模企業の創業に関する情報の提供の促進及び研修の充実等に努めること。
- (2) 小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実等に努めること。
- (3) 小規模企業の経営を担うべき女性、青年及び高齢者を含む多様な人材の育成及び確保を図るため、小規模企業の事業活動に必要な技能及び知識並びに管理能力の習得、向上又は承継に係る支援に努めること。
- (4) 小規模企業の事業に必要な人材の確保を図るため、市町村又は大学、高等専門学校、高等学校その他の関係機関と連携した職業能力の開発等に努めること。
- (5) 小規模企業者の事業活動に必要な資金の円滑な供給に努めること。
- (6) 小規模企業者が行う地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動の普及啓発の強化等に努めること。

(準用)

第10条 第8条の規定は、前条第1項の基本方針に基づき実施する施策について準用する。

第4条第1項中「前条の」を削り、第9号を第10号とし、同項第8号中「地域」を「中小企業者が国内外に向けて実施する事業活動で、地域」に、「生かした事業活動を促進する環境の整備」を「生かして行うものの促進」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「、経営の革新」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(2) 中小企業者の経営の革新の促進

第4条第1項に次の1号を加える。

(11) 女性、青年、高齢者等誰もが安心して働き、活躍することができる雇用環境の整備

第4条第2項第1号中「留意しつつ」を「留意するとともに、官公需に関する施策を十分認識した上で」に改め、同項第3号中「及び補助制度」を「、補助等の制度」に改め、同項第4号中「その他の」を「、市町村その他の」に改め、「関係機関と」の次に「連携を図りながら」を加え、同項第6号中「地域」を「中小企業振興を図る上で必要な情報の収集を行い、地域」に改め、「図り、」の次に「中期的な視点に立って、計画的かつ」を加え、同条を第7条とし、同条の前に次の章名を付する。

第2章 中小企業振興に関する基本方針等

第3条の次に次の3条を加える。

(中小企業者等の努力)

第4条 中小企業者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生の向上に自主的に努力を払い、県民への安全で安心な製品等の供給及び役務の提供に努めるとともに、県産品の利

活用等により、地域貢献に努めるものとする。

2 県内に事務所又は事業所を有する商工業者（商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する商工業者をいう。）は、商工団体等への加入、地域と連携した取組等を通じて、地域の活性化に努めるものとする。

（中小企業に関する団体の努力）

第5条 中小企業に関する団体は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県、市町村その他の関係機関と連携し、中小企業者の経営の安定、改善及び向上の支援に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（県民の理解と協力）

第6条 県民は、中小企業の振興が県民相互の生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）の施行等により、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。